

蒲郡市指名審査会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市が発注する物品の購入、製造又は売払い（以下「物品購入」という。）及び委託業務（工事に伴う設計監理・調査測量等の委託を除く。）の契約に係る競争入札の適正かつ公正な執行のため、蒲郡市指名審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査し、決定する。

- (1) 予定価格500万円以上の物品購入の競争入札に係る物品の規格、仕様、業者選定に関すること。
- (2) 制限付一般競争入札で執行するもののうち、予定価格4,500万円以上の委託業務の入札に係る入札参加資格に関すること。
- (3) 指名競争入札で執行するもののうち、予定価格1,000万円以上の委託業務の入札に係る業者選定に関すること。
- (4) その他適正かつ公正な入札執行のため特に必要と認めること。

(審査会の構成)

第3条 審査会は、副市長、企画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設部長、契約検査課長をもって構成する。

- 2 審査会に会長を置き、副市長をもってこれに充てる。

(会議)

第4条 審査会は、会長が必要に応じ開催し総理する。ただし、会長に事故あるときは、総務部長が会長の職務を代理する。

- 2 審査会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ審査会を開催することができない。
- 3 審査会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 緊急やむを得ない場合については、持ち回り審査により、審査会に代えることができる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の結果)

第5条 会長は、審査会で決定した事項のうち議会の議決を要する案件及び異例若しくは重要と認められるものについては、その結果を市長に報告するものとする。

(指名業者等の内申)

第6条 審査会に諮る指名業者等必要な事項は、調達の主管課長が内申する。

(事務局)

第7条 審査会の庶務は、契約検査課において処理するものとする。

2 契約検査課長は、会議の経過を記録しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 審査会関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 蒲郡市物品納入等指名業者選定要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。